

佐賀県三神いちごトレーニングファーム

令和6年度研修生募集要領

三神エリア施設園芸スタートアップ協議会

佐賀県三神地区の関係機関が連携し、いちご生産者を育成するため、就農に向けた栽培技術や農業経営等について指導・助言を行います。また、研修終了後の就農に関する支援についても、当協議会がサポート致します。

※三神地区は鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町で構成され、佐賀県の東部に位置するエリアです。

I 事業内容

1 研修先

- (1) 施設名 : 「三神いちごトレーニングファーム」
- (2) 住 所 : 佐賀県神崎市千代田町姉

2 研修期間

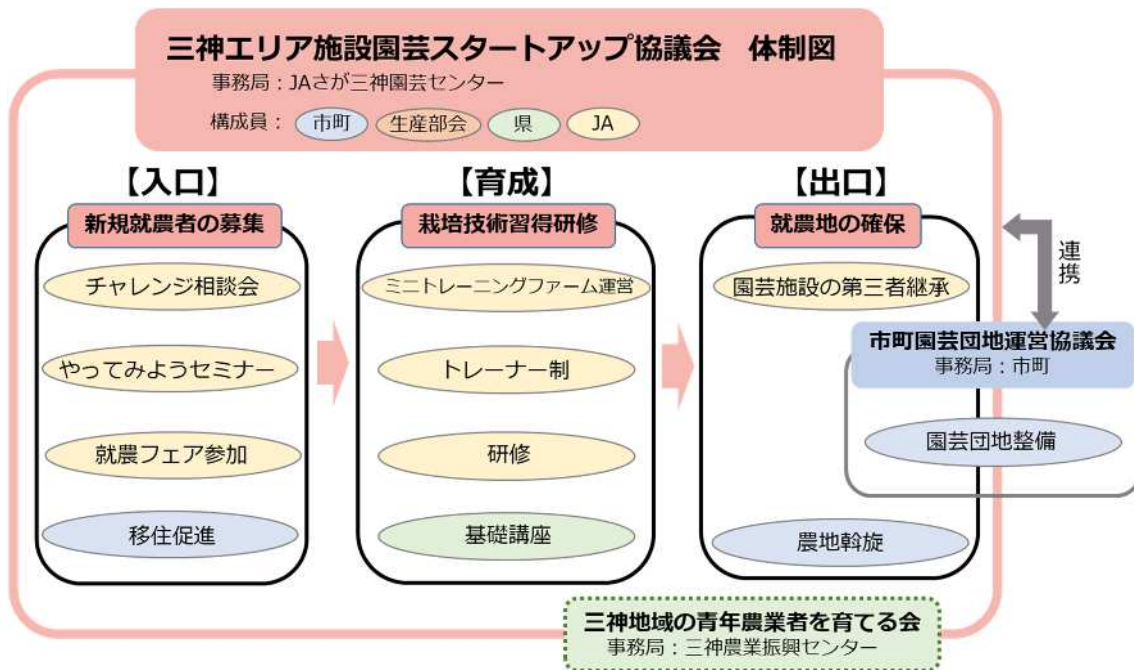
令和6年4月1日～最長2年間

3 研修内容

- (1) 基礎研修 : 生理生態、土壌、病虫害防除、品種特性、肥料農薬等の基礎知識
- (2) 栽培研修 : ハウス内の温度や湿度管理、かん水、施肥、その他の管理
イチゴの高設栽培（ベンチ上の栽培槽に苗を植え付けて栽培）を中心に研修しますが、通常の土耕栽培（地面の畝の上に苗を植え付けて栽培）の研修も可能です。
- (3) 出荷調整 : 収穫、選別、出荷方法等
- (4) 経営管理 : 収支シミュレーション、簿記、税務申告等の経営に必要な基礎知識
- (5) 就農準備 : 農地やハウスの取得、居住地の確保、資金調達等の就農に必要な知識
- (6) 仲間作り : 地域、いちご部会員との交流

4 研修体制

- (1) トレーナー農家 : JA さが佐城三神いちご部会神埼支部で特に栽培技術が優れている中堅農家（30歳代）
- (2) 支援部会 : JA さが佐城三神いちご部会神埼支部、JA さが佐城三神いちご部会東部支部
- (3) 支援機関 : JA さが三神エリア三神園芸センター、佐賀県東部農林事務所三神農業振興センター、神崎市ほか5市町



5 研修費用

研修受講料は無料となります。別途、自己負担として農作業保険や交通費、作業着、手袋等の費用が掛かります。

6 研修期間中の住居

- (1) 研修期間中は基本的に研修ハウス近辺（原則20km圏内）での居住をお願いします。
- (2) 家賃のほか生活に係る費用は申込者での負担となります。

7 就農先

佐賀県三神地区（鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町）。
 上記以外での就農は相談となります。

8 研修および就農支援

- (1) 研修開始にあたり「新規就農者育成総合対策（※就農準備資金）」の活用。
- (2) 研修終了後の就農に向けた、農地やハウスの取得、ハウス整備等の各種補助事業の活用、資金調達等の作業支援。
- (3) 栽培開始（研修後）にあたり「新規就農者育成総合対策（※経営開始資金）」の活用。
 ※就農時の年齢など条件により1）、3）の活用が可能です。承認されれば一人当たり年間150万円/年（夫婦2人の場合は225万円/年）の支給を受けることができ、研修期間および栽培開始後の生活費に充てるのが可能です。申請手続きは協議会が支援致します。
 ※制度は、改正される可能性があります。

9 研修の中止

研修状況等に問題があると判断した場合は、協議会が研修を中止することがあります。また、上記の「新規就農者育成総合対策（※就農準備資金）」を受けていた場合は返還金が発生します。

II 応募内容

1 応募条件

- (1) 農業に対する強い意志と意欲ある新規就農希望者や農業後継者で、研修終了後も引続き佐賀県三神地区に居住し、就農できる者を基本とします。
- (2) 研修先のトレーナー農家やいちご部会員、周辺農家等と協調して研修や生活ができること。

2 募集人員

4名以内 ※夫婦の場合は2組までとする。

3 年齢

原則として就農予定時に49歳以下。50歳以上は相談となります。

4 自己資金

就農に当たり農業機械の購入、運搬用車両、就農当初の生活費等が必要となります。そのため、原則として就農開始時に自己資金として300万円程度を準備可能な方とします。また、残高証明等の確認をします。

5 申込方法

以下の書類に必要事項を記載・同封の上、下記の募集期間内に郵送または直接下記問合せ先まで申込み下さい。

- (1) 農業研修申込書 【様式1】
- (2) 履歴書 【様式2】
- (3) 同意書 【様式3】

III 募集および申込期間

1 募集開始 令和5年11月1日

2 申込受付期間 令和5年11月1日 ～ 令和6年1月末日

※申込者多数の場合は、上記期間前に受付を終了する場合があります。

IV 申込相談

研修についての詳しい内容につきましては、下記問い合わせ先までご連絡をお願いします。

V 選考

1 選考方法

関係機関および団体の選考委員による書類審査を経て、体験実習及び面接にて決定いたします。また、三神地区で就農される方を優先します。

2 体験実習

実際に「いちご」の作業を体験していただきます。期間は5日間程度と致します。体験期間中の宿泊費及び旅費等は申込者負担となります。

3 面接

体験実習の最終日に面接を行います。

【体験実習及び面接】

- ・日時：令和6年2月5日～2月9日
- ・場所：(体験実習) いちご生産ハウス…5日間
(面接) JAさが 三神園芸センター

4 決定通知

選考結果を2月末までに郵送にて通知いたします。

VI その他

- 1 今後「いちごやってみようセミナー」や「就農相談会」も計画しておりますので、JAさがホームページをご確認ください。
- 2 この要領に定めるもののほか、必要な事項については当協議会で決定いたします。

【問い合わせ先】

三神エリア施設園芸スタートアップ協議会

事務局：JAさが 三神園芸センター園芸指導課

住所：佐賀県三養基郡みやき町大字西島1146-1

電話：0942-96-4844

FAX：0942-96-2114

担当：さこ なかしま 迫・中島

JAさがHP：https://jasaga.or.jp/introduction/shunou_support/training_farm/

Eメール：sako_kaz06@saga-ja.jp 又は m_nakashima07@saga-ja.jp 又は
toubunourin@pref.saga.lg.jp